

第 I 章 はじめに

第 I 章 はじめに

1. 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けたこれまでの経緯

平成 8 年の「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)の最終報告において、普天間飛行場の全面返還が合意された。平成 18 年 2 月に沖縄県及び宜野湾市が「普天間飛行場跡地利用基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定している。

平成 18 年 5 月には、日米安全保障協議委員会(「2+2」)で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」に、嘉手納飛行場より南の米軍施設 6 施設の返還検討が示され、普天間飛行場は全面返還が示された。

これらの状況を踏まえ、平成 19 年 5 月に沖縄県及び宜野湾市が「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」(以下、「行動計画」という。)を策定している。

平成 19 年度以降は、「行動計画」に基づき県市共同調査において「前提条件の整理、計画方針の取りまとめ」に向けた検討を行うとともに、宜野湾市は、自然環境や文化財調査、地権者への情報提供及び意見交換を進めてきている。

一方、沖縄県では「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(平成 24 年 5 月)」や中南部都市圏駐留軍用地跡地を対象とした広域計画である「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想(平成 25 年 1 月)」(以下、「広域構想」という。)を策定している。

また、平成 24 年 4 月には「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(以下、「跡地利用推進法」という。)が施行され、返還前の立入あっせんに係る国の義務の規定や土地の先行取得制度が創設されるなど、計画内容の具体化に向けた環境が整ってきている。

平成 24 年度は、「普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ検討委員会」(以下、「委員会」という。)において、「跡地利用計画」の策定に向けた中間的な成果となる「全体計画の中間取りまとめ(委員会案)」の提言を取りまとめたところである。

この委員会案をもとに、「普天間飛行場跡地利用計画策定審議委員会」において、「全体計画の中間取りまとめ」の策定に関する審議を行った上で、沖縄県及び宜野湾市が「全体計画の中間取りまとめ」を平成 25 年 3 月に策定した。

平成 25 年 4 月に「沖縄県における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、統合計画における嘉手納飛行場以南の土地の返還が位置づけられた。

平成 25 年度において、県民フォーラムや PR キャラバン等により、策定された「全体計画の中間取りまとめ」の情報発信及び県民・地権者の意見聴取を実施するとともに、跡地整備の実現性からみた課題の整理、「計画内容の具体化」段階における「行程計画」の作成を行った。

平成 26 年度において、作成された「行程計画」に従い、「全体計画の中間取りまとめ」で示された「計画づくりの方針」に基づき、各分野の計画内容の具体化に向け、文献等調査、計画条件(文化財、地下水系、洞穴等)の明確化などの検討を進めるとともに、有識者意見聴取を実施し、跡地利用計画策定のための配慮事項等の示唆を受けた。合わせて、県民、地権者等の意見聴取や関係機関との調整を実施した。

平成 27 年度において、継続的に各分野の計画内容の具体化に向けた検討を実施し、「普天間飛行場跡地利用計画策定全体会議」や「文化財・自然環境部会」、「土地利用・機能導入部会」等を活用し、行程計画の見直しや配置方針図の更新検討を行い、跡地利用計画の策定に向けた取組みに関する検討を進めてきた。

本年度は、「全体計画の中間取りまとめ」をもとに一部を見直しされた「行程計画」を踏まえて「今後の計画づくり」に向けた取組みの推進及び「県民・地権者との合意形成」、「跡地利用情報の発信」等を実施する。

検討の推進にあたっては、有識者等による会議を設け、跡地利用計画の素案策定に向けた検討を行い、配置方針及び配置方針図の更新を目指すものとし、西普天間住宅地区跡地等の周辺開発動向や関連計画等の検討経過を捉え反映するとともに、普天間公園（仮称）や西海岸地域等をテーマとして実施される懇談会からの提言等も受け、検討を深化させていくものとする。

■ 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた取組の流れ

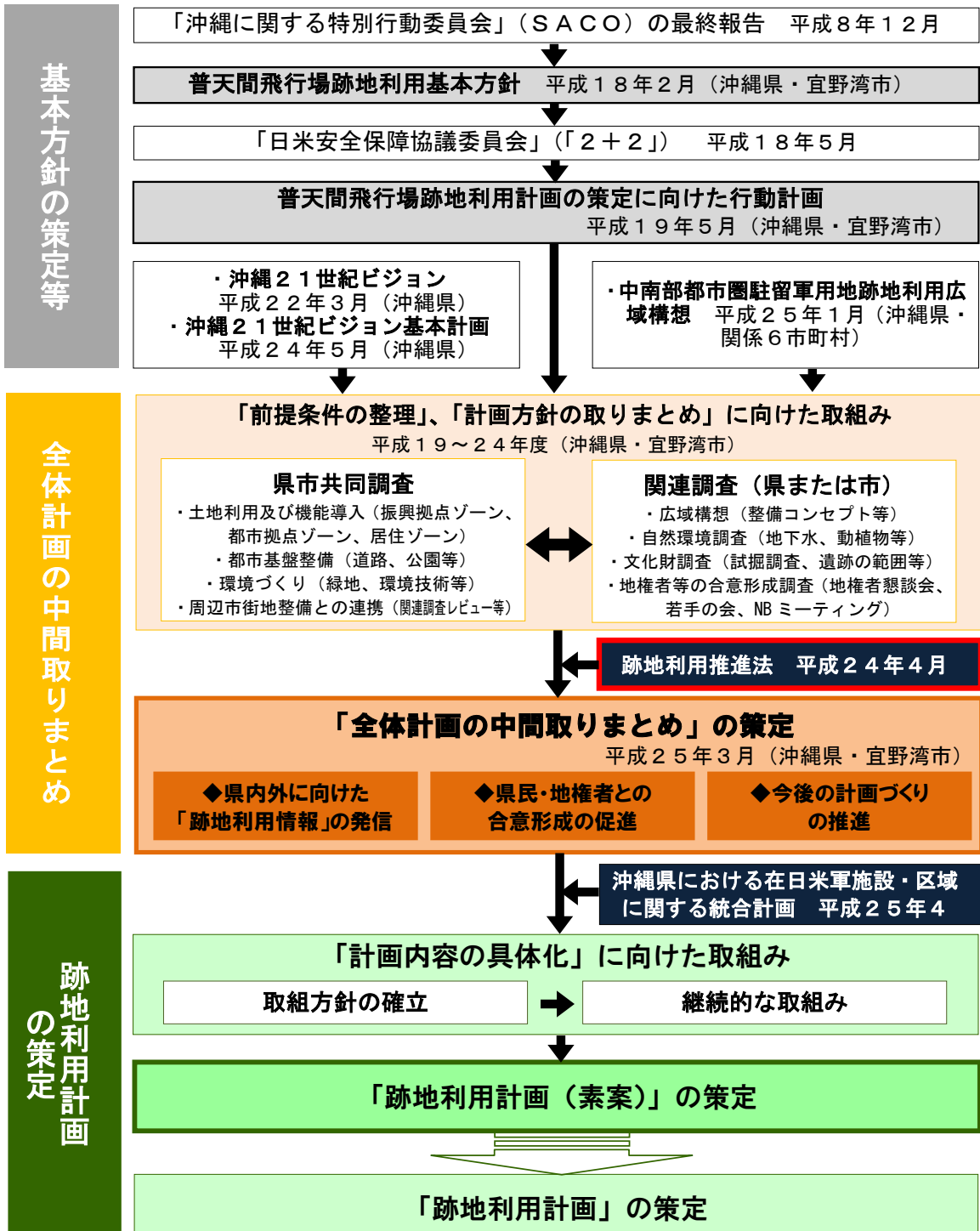


図 I - 1 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた取組の流れ

■ 普天間飛行場跡地利用の位置づけ・目標

配置方針図の更新検討を行い、跡地利用計画の策定に向けた取組みに関する検討を進めてきた。

沖縄21世紀ビジョン基本計画
平成24年5月(沖縄県)

普天間飛行場跡地を中南部圏域の新たな振興拠点として位置づけ、国及び宜野湾市と連携して、跡地利用計画の策定に向けて取り組む

中南部都市圏駐留軍跡地利用広域構想
平成25年1月(沖縄県・関係6市町村)

普天間飛行場跡地利用コンセプト

平和のシンボルの国際的高次都市機能を備えた多機能交流拠点都市
—新たな沖縄の振興拠点—

普天間飛行場跡地利用計画の中間取りまとめ 平成25年3月(沖縄県・宜野湾市)

■ 跡地利用の目標

新たな沖縄の
振興拠点の形成

宜野湾市の
新しい都市像を実現

地権者による
土地活用を実現

ネットワーク型の公園緑地を中心とした配置方針図を作成
—世界に誇れる環境づくり—

3. 「配置方針図」の作成

「配置方針図」は、上位計画や現段階で推定される跡地の現況にもとづいて作成したものであり、土地利用や道路ルート・公園等の位置・範囲等は確定したものではありません。
「配置方針図」は今後の取り組みを踏まえて更新していくことを前提としています。



図 I-2 普天間飛行場跡地利用の位置づけ・目標

2. 「全体計画の中間取りまとめ」からの検討経緯

- 「全体計画の中間取りまとめ」における実現に向けた取組みに従い、平成 25 年度に行程計画が作成され、平成 26 年度は検討項目に対して有識者からの意見を聴取した。
- 平成 27 年度は、「行程計画」に基づいて「文化財・自然環境部会」と「土地利用・機能導入部会」そしてこれら 2 部会の全体調整を図る「全体会議」を組成し検討が進められた。

本項では、「全体計画の中間取りまとめ」（平成 25 年 3 月）（以下、「中間取りまとめ」と言う。）以降の検討経緯を総括したうえで、今年度の計画検討内容との対応関係を計画づくりの方針として示す。

（1）跡地利用の目標と実現に向けた取組み

「中間取りまとめ」において示された「目標」、「実現に向けた取組み」、及び「これまでの検討経緯」を整理する。

1) 「中間取りまとめ」における目標設定

「中間取りまとめ」における目標設定は、次の 2 つをふまえている。

① 「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（平成 24 年 5 月）

普天間飛行場跡地を中南部圏域の新たな振興拠点として位置づけ、並びに国及び宜野湾市と連携して、跡地利用計画の策定に向けて取り組むこと。

② 「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」（平成 25 年 1 月）

普天間飛行場の整備コンセプトとして「平和シンボルの国際的高次都市機能を備えた多機能交流拠点都市 — 新たな沖縄の振興拠点 —」が示されていること。

以上をふまえ、次の 3 つの目標が設定されている。

- 1) 新たな沖縄の振興拠点の形成
- 2) 宜野湾市の新しい都市像を実現
- 3) 地権者による土地活用を実現

2) 「中間取りまとめ」の実演に向けた取組み

前記 3 つの目標に対する、実現にむけて取り組むべき事項は次の 3 つにまとめられている。

- 1) 沖縄振興に向けた需要の開拓
- 2) 世界に誇れる優れた環境の創造
- 3) 機能誘致等と土地利用の促進に向けた計画的な用地供給

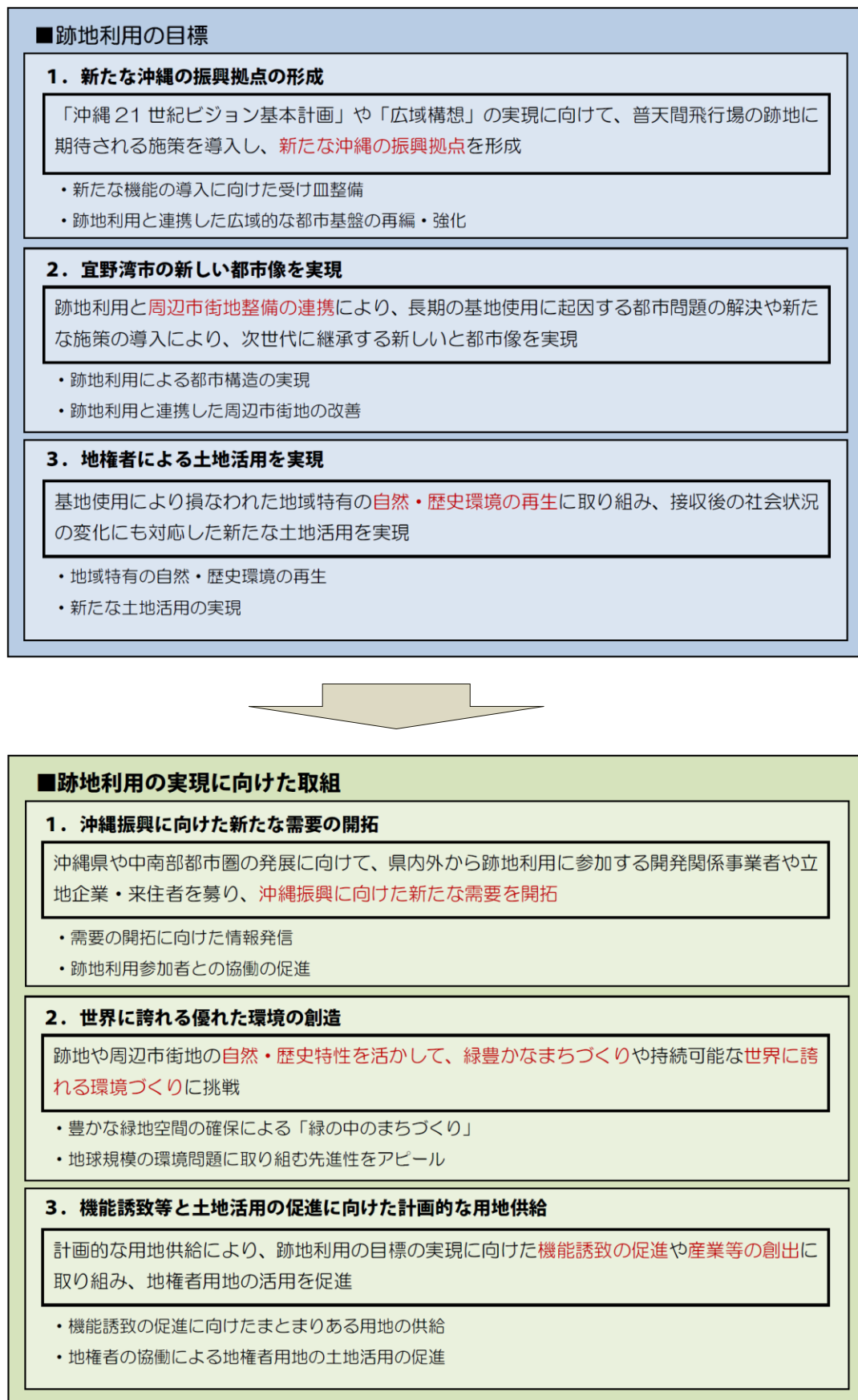


図 I - 3 「中間取りまとめ」における目標と実現に向けた取組み

3) これまでの検討経緯

平成 24 年度の「中間取りまとめ」以降、次のとおり各分野の計画内容の具体化が進められてきた。

平成 25 年度は、分野ごとの行程を相互連携と全体の整合に配慮して検討し「行程計画」を作成した。

具体的には、沖縄振興に向けた環境づくりや地域の特性を活かした環境づくり等の「環境づくりの方針」に関する検討として「広域の水と緑の構造」を「広域構想」と「中間取りまとめ」の成果に基づき把握した。また、「広域景観としてのあり方」や「ランドスケープ・都市構造のあり方」についても検討を深めた。機能誘致等に関しては「土地利用及び機能導入の方針」に関する検討、大規模公園や広域幹線道路、情報通信基盤等の「都市基盤の方針」に関する検討も行っている。さらに、周辺市街地から利用しやすい公園整備等の「周辺市街地整備との連携方針」に関する検討を実施している。

平成 26 年度は、平成 25 年度に作成した「行程計画」を踏まえて、各分野の計画検討事項について有識者からの意見を聴取した。

具体的には、「広域の水と緑の構造」及び「広域景観のあり方」について、有識者意見を踏まえ、次の成果をとりまとめた。

まず、自然環境資源については周辺における現況調査、文献調査（地形分類図・ボーリングデータ、航空写真、植生図他）による現況把握と特性分析・評価を実施し、地下水脈、水盆区域、地下空洞の位置、植生の需要箇所について把握した。そのうえで、水と緑のネットワークのあり方を整理した。

次に、また、歴史資源については、重要遺跡（14 か所）の重要度と分布を把握し、特性分析と・評価を実施し、水と緑のネットワークとの関係性を整理したうえで、緑の配置の考え方を示した。

平成 27 年度は、「行程計画」に基づいて「文化財・自然環境部会」と「土地利用・機能導入部会」、そしてこれら 2 部会の全体調整を図る「全体会議」の体制を構築し、それぞれの部会において有識者からの意見を聴取した。また、「（仮称）普天間公園懇談会」や「西海岸地域懇談会」の検討成果との整合を図った。

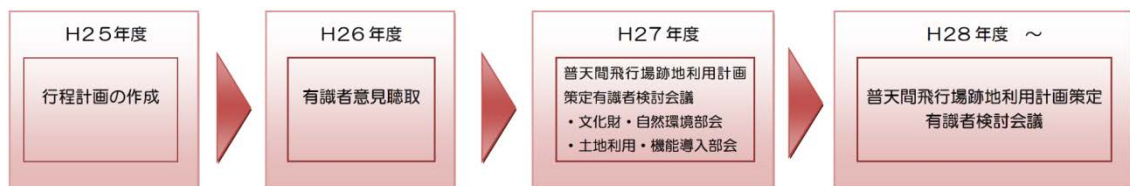


図 I - 4 「中間取りまとめ」以降の取組みの流れ

(2) 計画づくりの方針

本項では、「全体計画の中間取りまとめ」において「計画づくりの方針」として示された「環境づくりの方針」、「土地利用及び機能導入の方針」、「都市基盤整備の方針」、「周辺市街地整備との連携の方針」について、「全体計画の中間取りまとめ」（平成 25 年 3 月）の内容及びその後の検討内容（平成 25～平成 27 年度）について、有識者からの示唆も踏まえて取りまとめた。

1) 環境づくりの方針

環境づくりの方針についての検討内容は以下のとおりである。

表 I-1 環境づくり方針の検討内容

方針	全体計画の中間取りまとめ (平成 25 年 3 月)	中間取りまとめ以降の検討内容 (平成 25～平成 27 年度)	有識者の コメント
全体	<p>跡地利用の目標（環境づくりに係る項目）「地域特有の自然・歴史環境の再生」</p> <p>基地接收により損なわれた、旧集落等の生活空間、社会的な営み、原風景となる自然・歴史環境を、地権者や地域住民にとっての貴重な共有財産として再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地の環境づくりの骨格や広域景観を形成する水・地形・緑・歴史の 4 つの層をベースに検討 ・自然環境や歴史文化資源を単なる保全としてではなく、新しい街づくりにおける地域のシンボルとして活用するための計画を検討 	
(1) 沖縄振興に向けた環境づくり	<p>1) 沖縄振興の舞台となる「緑の中のまちづくり」</p> <p>緑の豊かさや環境技術の創出が跡地利用の重要な役割と受け止め、その成果を次世代に継承</p> <p>①大規模跡地ならでの「緑」の整備水準を目標</p> <p>②これまでにない「緑の豊かさ」を見せる計画づくり</p>	<p>■緑の種類や配置の考え方を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・自然環境資源の重要区域等を踏まえ、施設緑地と地域性緑地を検討 ・都市施設と緑地の関係のダイアグラムを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の評価は、地形・地質との関係性や人の利用なども含めて評価すべき
	<p>2) 環境の豊かさが持続するまちづくり</p> <p>低炭素化や資源循環等、跡地では先進的な取組を推進</p> <p>①低炭素化や資源循環等の環境に配慮した先進的な取組の導入</p> <p>②環境づくりに向けた総合的な研究の推進</p>	<p>■先進的な取組状況を把握・跡地利用での適合性を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外先進事例視察による取組内容・知見の収集 ・環境配慮型都市（スマートシティ）の導入のあり方の検討 	

(2) 地域の特性を活かした環境づくり	1) まとまりある樹林地の保全・整備 跡地を含む一帯の自然・歴史特性を活かした環境づくりを推進 ①生態系ネットワークの形成に向けた既存樹林地の保全 ②跡地の内外にまたがる西側斜面緑地の保全・整備	■飛行場内の緑地状況を類推し、資源の集積状況を整理 ・文献調査及び周辺調査により質の高い緑地及び動植物の重要種が生育・生息する可能性の高い重要植生区域を推定 ・文献調査により各歴史・自然環境資源と既存緑地の分布の集積状況を把握・整理	・周辺市街地を踏めた水と緑のネットワークが特に重要
	2) 地域特有の水循環の保全・活用 農業、水生生物の環境、民俗文化等を次世代に継承するために、雨水地下浸透の促進により地下水を保全・活用 ①雨水地下浸透の促進による湧水量の維持 ②地下水の水質の維持・改善 ③跡地における地下水等の循環利用	■地下水系の位置・区域の精査と地下水流域毎の配慮事項を整理 ・既往 GIS データ等の活用、及び地層断面構造の把握により地下水脈・水盆の位置・区域を推定 ・地下水流域毎の水量・水質状況の把握及び計画前後の浸透率を比較し、跡地利用において必要な緑地量について検討	・地下水流域毎の分析・対策が必要
	3) 地下空洞への対応と保全・活用 琉球石灰岩地層の地下空洞は、位置や形状の情報収集を行った上で保全活用 ①地下空洞上部における土地利用の安全の確保 ②地域特有の資源としての地下空洞の保全・活用	■飛行場内の地下状況の精査し、琉球石灰岩地帯の特性を把握 ・既往ボーリングデータにより地下空洞位置、地層断面構造を確認 ・周辺調査による地形・地質、洞穴等の特性把握	
	4) 「宜野湾」の歴史が見えるまちづくり 近世・近代の中心であった「並松街道」沿いの地域等において、昔の姿を偲ぶよすがとなる風景づくりを推進 ①「(仮)歴史まちづくりゾーン」の風景づくり ②遺跡の現状保存と連携した環境づくり	■かつての生活の場や暮らし方を活かす新しいまちづくりとコミュニティのあり方を把握 ・文献調査・GIS 資料の活用等により重要遺跡(宜野湾市選別)の現況を把握・整理 ・周辺調査により遺跡(古湧泉・拝所)の利用状況・空間構成の把握 ・跡地利用におけるコミュニティのあり方に関する地元意見の把握	

追加		<p>■普遍的なポテンシャルとなる追加の視点を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 谷底低地や丘陵斜面による微地形を地形分類図より把握 ・ 跡地全域で風況（平均の風向風速、台風の状況等）の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ かつての暮らしが見える地形・地質の継承や普遍的な要素としての恒常風などの風への配慮
----	--	---	---

2) 土地利用及び機能導入の方針

土地利用及び機能導入の方針についての検討内容は以下のとおりである。

表 I - 2 土地利用及び機能導入方針の検討内容

方針	全体計画の中間取りまとめ (平成 25 年 3 月)	中間取りまとめ以降の検討内容 (平成 25～平成 27 年度)	有識者のコメント
全体	<p>■多様な機能の複合によるまちづくり</p> <p>「しごと」と「暮らし」の場が融合したまちづくりを目標とし、三つの土地利用ゾーン（振興拠点、都市拠点、居住）による複合的なまちづくりを推進</p>		
(1) 振興拠点ゾーンの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興に向けた基幹産業等の集積地形成 ・ 機能誘致の促進等に向けた中核施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際医療拠点の形成を目指す西普天間住宅地区との連携を加味し、振興拠点ゾーンの配置及び導入機能を検討 ・ 文化財・自然環境部会からの提案を踏まえた自然環境との調和方策の検討 ・ 医療生命科学産業を中心としたサイエンスパークの展開イメージの検討 ・ 字毎の地権者の土地活用の視点をふまえた土地利用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所や商業、住宅が公園に接することで利用価値が上がる計画が必要 ・ 研究者が楽しんで生活し研究できる場の提供が必要
(2) 都市拠点ゾーンの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの原動力となる広域集客拠点の形成 ・ 市民の新しい生活拠点となる市民センターの整備 ・ 都心の生活利便を享受する都心共同体の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央エリア新駅を中心とした複合型ビジネスエリア展開イメージの検討 ・ 中部縦貫道路の線形変更及び西普天間住宅地区との連携を考慮した北側新駅の想定と都市機能配置イメージの検討 ・ 必要な都市サービス機能の検討 ・ 幹線道路や鉄道駅の想定をふまえ、都市拠点ゾーンの配置及び導入機能を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区北端の新駅設置は周辺市街地への波及効果環境改善を考慮するうえで重要 ・ 企業誘致に合わせて人材育成の環境整備を進め若手が参入できるシステムを構築することも必要

<p>(3) 居住ゾーンの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なライフスタイルの実現に向けた住宅地開発 ・「旧集落」の空間再生に向けた風景づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・若者・地域コミュニティに配慮した多様な居住ゾーンのあり方の検討 ・駅等の都市的なポテンシャルのみならず自然環境、文化財等の調査結果に基づく地下水涵養を考慮した配置方針についての検討 ・都市的な中高層住宅から樹林地に囲まれた低層戸建住宅まで、さまざまなバリエーションについての検討 ・並松街道の再生のあり方の検討 ・並松街道の再生を軸にしたコミュニティ形成の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や地元だけでなく国外からの移住者への視点も取り入れた新たなコミュニティの場も必要 ・優秀な研究者を良好な居住ゾーンに受け入れることも重要 ・旧集落や文化財はこれからの時代にあった活用が重要
<p>施設用地等の計画的な確保 (4) その他の公益的な</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活圏の再編にあわせた生活関連施設用地の確保 ・既存の墓の再配置とあわせた墓地用地の計画的な確保 		
<p>全体</p>	<p>■土地利用需要の開拓と並行した計画づくり</p> <p>普天間飛行場の跡地においては、跡地利用の目標の実現に向けて、県内外から跡地利用希望者を募り、新たな需要を開拓し、計画づくりを推進</p>		
<p>その他</p>	<p>1) 地権者の協働による用地供給の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者の協働に向けた意向醸成の促進 ・まとまりある用地供給見通しの確保 <p>2) 機能誘致見通しの確保にもとづく計画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用への参加を呼びかける情報発信 ・機能誘致見通しの確保に向けた情報収集 	<p>■情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業からの意見聴取等の実施による課題の整理と事業展開のあり方を検討 ・県民フォーラム、地域ワークショップの開催による意見聴取 ・VRを活用したイメージPV作成による地権者、市民、県民に向けた情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに合わせた情報発信が重要

3) 都市基盤整備の方針

都市基盤整備の方針についての検討内容は以下のとおりである。

表 I-3 基盤整備方針の検討内容

方針	全体計画の中間取りまとめ (平成 25 年 3 月)	中間取りまとめ以降の検討内容 (平成 25~平成 27 年度)	有識者の コメント
(1) 幹線道路の整備	1) 上位計画にもとづく広域的な幹線道路の整備 ①「中部縦貫道路」の整備 ②「宜野湾横断道路」の整備	■広域幹線道路・都市幹線道路 ・広域幹線道路の想定を踏まえた普天間飛行場内外接続部の特性分析 ・主要幹線道路の交差部の検討	・中部縦貫道路の位置、構造を早期に決定することは非常に重要
	2) 宜野湾市の都市幹線道路網の整備 ①都市幹線道路の整備 ②地区幹線道路の整備	※「中部縦貫道路」及び「宜野湾横断道路」の具体的な計画上の位置づけや規格、ルート等は、関係部局にて検討中	
(2) 鉄軌道を含む新たな公共交通軸の整備	①鉄軌道を含む公共交通軸の導入を前提として効果的なルートを想定 ②軌道を含む公共交通軸の活用に向けた計画づくりの推進	・新駅周辺（公共交通結節点）に想定される駅前広場（導入機能や規模等）の検討 ・鉄軌道の導入空間のあり方（軌道の構造形式、道路断面構成等）の検討 ※「鉄軌道」の具体的な計画上の位置づけや規格、ルート等は、関係部局にて検討中	・鉄道の速達性だけでなく、駅勢圏を配慮した考えが必要
(3) 緑地空間の整備	1) 広域計画にもとづく（仮称）普天間公園の整備 ①跡地を活用した緑地の拡大 ②沖縄振興の拠点となる交流空間の整備 ③広域防災機能の導入	・（仮称）普天間公園の機能方針及び拠点施設の検討 ・（仮称）普天間公園の展開イメージ及び計画イメージの検討 ・広域防災拠点としての要検討の整理 ※「（仮称）普天間公園」のあり方等は、普天間公園（仮称）懇談会にて検討を行っており、現在提言をとりまとめ中	・公園と自然環境や水資源をどう関わらせるかが重要
	2) 自然・歴史特性の保全・活用に向けた公園等の整備 ①既存樹林や西側斜面緑地の保全と連携した公園等の整備 ②「並松街道」の整備 ③重要遺跡の現状保存と連携した公園等整備	・緑地空間の形成手法（資源の区分と重要度の整理、資源の重ね合わせ図作成）の検討 ・幹線道路や景観道路における街路樹の形成イメージの検討	・公園緑地はネットワーク型になるが、コアとなる国立公園の特定が必要。その他は地区の公園として考えるべき

(3) 整備 緑地空間の	<p>3) 身近な生活の場となる公園等の整備</p> <p>①跡地の住宅地の魅力づけに向けた公園等の整備</p> <p>②周辺市街地からの利用に向けた公園等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地等に係る土地利用配置の考え方の検討 ・ 地下水涵養を促進する緑地量の確保の考え方の検討 ・ 緑地の配置方針の検討 	
(4) 情報通信基盤の整備 供給処理・	<p>1) 供給処理基盤の整備</p> <p>①広域における既定計画にもとづく施設整備</p> <p>②水循環の保全に向けた雨水排水施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型都市（スマートシティ）の導入のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内雨水循環や風の道の活用が考えられる
	<p>2) 情報通信基盤の整備</p> <p>①情報通信環境の向上による産業立地の促進</p> <p>②情報通信基盤の活用による生活の豊かさの追求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水系の保全・再生に配慮したまちづくりの検討 ・ ICTを活用した情報通信基盤導入のまちづくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亜熱帯型の省エネ技術が実現できればアジア諸国に輸出できる

4) 周辺市街地整備との連携の方針

周辺市街地整備との連携の方針についての検討内容は以下とおりである。

表 I - 4 周辺市街地整備との連携方針の検討内容

方針	全体計画の中間取りまとめ (平成 25 年 3 月)	中間取りまとめ以降の検討内容 (平成 25～平成 27 年度)	有識者の コメント
(1) 周辺市街地の改善と連携した跡地利用	<p>1) 周辺市街地の再編</p> <p>①市街地の再開発等に必要な用地の供給</p> <p>②既存施設の移転立地意向に対応した用地の供給</p>	<p>■既存施設の再配置を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなまちづくりの拠点となる普天間飛行場跡地北側新駅（1km圏）を中心とした新たな生活圏について検討 ・ 公共施設再編により、地域住民への行政サービスが低下することが懸念 ⇒地域住民のニーズに応じて必要な都市機能を確保し、市民サービスを維持・向上 ・ 市人口が増加傾向にある中、新駅（想定）周辺での“人口は減少傾向” ⇒人口減少・高齢化に対応した機能の強化・充実を図り、都市機能を維持・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺まちづくりがどのようになり、普天間飛行場とどのように関わってくるのか、配慮してまとめることが必要

<p>(1) 周辺市街地の改善と連携した跡地利用</p>	<p>2) 跡地と周辺市街地にまたがる生活圏の形成</p> <p>① 周辺市街地からの利用に向けた公園等の整備</p> <p>② 周辺市街地の既存施設利用による跡地の住宅立地の促進</p>	<p>■公園緑地との連携の考え方を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の公園緑地の状況を踏まえ、基地内の公園緑地との連携の考え方を整理 ・ 普天間飛行場跡地において想定される住民参加プログラムを整理 	<p>・ 基地内だけでなく、周辺の資源も重要</p>
<p>(2) 跡地と周辺市街地にまたがる環境づくりと都市基盤整備</p>	<p>1) 周辺市街地における環境づくり</p> <p>① 西側斜面緑地の保全</p> <p>② 「並松街道」の再生</p> <p>③ 湧水利用による農業、生物の生息・生育環境等の継承</p> <p>④ 跡地に流入する河川や排水路の水質の改善</p>	<p>■周辺市街地における環境づくりの反映事項を整理</p> <p>歴史： 地区内外の歴史資源を活用しながら歴史が見える景観づくりや点在する遺跡を繋ぐ歩行者ネットワーク等</p> <p>地形： 水脈分断を避け、地下水涵養を促進する緑地保全・創出や、湧水の保全・復元・活用の推進</p> <p>緑： 防風林としての連続的な緑の保全・創出や並松街道での松並木の緑の育成・活用</p> <p>水： 緑地等による水量の確保や湧水等の水質の維持改善</p>	
	<p>2) 周辺市街地における幹線道路の整備</p> <p>① 周辺市街地整備から見た道路構造・ルートを選定</p> <p>② 周辺市街地における幹線道路の早期整備の推進</p>	<p>■北側周辺市街地における環境づくり・幹線道路の整備の方向性を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中部縦貫道路整備・並松街道再生と合わせた周辺密集市街地の整備改善・環境づくりの方向性を検討 <p>⇒周辺密集市街地の整備改善・環境づくりと一体となった中部縦貫道路の北進ルートの検討が必要</p> <p>⇒中部縦貫道路の整備による国道330号の機能や役割の変化等を考慮しつつ、並松街道再生に必要な機能確保を図ることが必要</p>	<p>・ 周辺まちづくりがどのようになり、普天間飛行場とどのように関わってくるのか、配慮してまとめることが必要</p>